

# 富士見市子どもフェスティバル

市制施行50周年記念

〒 鶴瀬公民館 ☎049-251-1140

**6月26日(日)**

【午前の部】 午前10時～正午

【午後の部】 午後1時～3時

【場所】 市民総合体育館

※雨天決行

- 模擬店、縁日コーナーはありません。
- 事前申込みによる2部制(入れ替え制)で実施します。
- 参加には**入場券**(午前・午後の部どちらかのみ)が必要です。

**参加できる方** 中学生以下(同伴者も入場券が必要です)

**入場券の申込** 6月1日(水)～12日(日)に申込用紙に記入し、申込用紙の配布施設に直接お申し込みください(1人1枚(申込順))。

※申込用紙(午前・午後の部それぞれ300人分)は各公民館・交流センター・コミュニティセンターにあります。

【今年のテーマ】 チーム鶴瀬放課後児童クラブ考案

**キラキラ輝く明るい未来 みんなでつなごう 富士見市子どもフェスティバル**

## プログラム

### ■ 市制施行50周年企画「タイムカプセル」

- 市立小学校の児童が書いた「20年後の手紙」をふわっぴーにたくします。
- 10年前、当時小学生だった方からタイムカプセルにあずかった手紙をお返しします。  
会場で学校名、学年、氏名をお伝えください(入場券不要)。※来場できなかった方には後日郵送

### ■ 子どもステージ(メインアリーナ)

午前の部	10:00	～開会～ ポスター原画表彰・タイムカプセル
	10:20	富士見太鼓の会(和太鼓演奏)
	10:45	MISA KID☆S(ジャズダンスなど)
	11:05	ピアノ フラ マリエノピアノ オリタヒチ(フラ・タヒチアンダンス)
午後の部	13:00	スーパーイコリーダンス(ヒップホップダンス)
	13:20	HARUNA MUSICAL LAFORET(バレエダンスなど)
	13:50	ひまわりキッズ(チアダンスなど)
	14:10	Crescent(チアダンス)

※時間は前後することがあります。

### ■ アトラクション(剣道場、サブアリーナ)

ラグビーゲーム、将棋、昔あそび(ゴム段、お手玉、工作など)、まがたまペンダント作り

### ■ ビデオレター上映

10年前の子どもフェスティバル会場で撮影したビデオを上映します。

### ■ 中央図書館連携企画

ポスター原画応募作品展示

**とき** 6月18日(土)～26日(日)

※6月20日(月)を除く

**場所** 中央図書館展示ホール



金賞  
あゆい  
岡本有唯さんの作品

富士見市子どもフェスティバルは、富士見市PTA連合会・富士見市放課後児童クラブ保護者連合会を中心とする実行委員会により開催されています。

# 松竹歌舞伎舞踊公演

製作  松竹

問 文化・スポーツ振興課 ☎049-257-6352

**とき** 7月28日(木)午後2時開演(午後1時30分開場)  
**場所** キラリ☆ふじみ

**演目** 御挨拶、操り三番叟、連獅子  
**出演** 中村芝翫、中村橋之助、中村福之助、中村歌之助、中村松江ほか  
**費用** 大人8千円、学生4千円  
 ※未就学児は入場不可  
 ※学生料金は往復はがきでの申込みのみ(チケット引換えの際に学生証を提示)



©松竹

## チケット入手方法

### 往復はがき

(抽選制/約250席)

受付期限: 6月17日(金)(必着)

対象 市内在住、在勤、在学の方

往復はがきに記入し、郵送してください(右記参照)。

※チケットは1人4枚まで(座席指定不可)

※抽選結果は6月27日(月)ごろ郵送予定

※代金はチケット引き換え時にお支払いいただきます。

返信(表)

返信(裏)

3548511	富士見市役所 文化・スポーツ 振興課 行	何も 書かないで ください。
□□□□□□	応募者の • 郵便番号 • 住所 • 氏名	①氏名(ふりがな) ②郵便番号・住所 ③電話番号 ④希望チケットの 種別・枚数(4枚まで)

《往復はがきの記入事項》

### インターネット

(約200席)

販売開始: 6月27日(月)

(売り切れ次第終了)

「チケットWeb松竹」

(どなたでも購入可)

※購入方法などについては、チケットWeb松竹までお問い合わせください。





## 富士見市PR大使・PR特別大使の委嘱

☎ シティプロモーション課 ☎049-256-7894

5月1日から、これまでの富士見市PR大使6人に加えて、新たにモデル・タレントの倉本康子さんを富士見市PR大使として委嘱しました。また、4月21日から、ももいろクローバーZの皆さんを再び富士見市PR特別大使に委嘱しました。

**任期** PR大使・PR特別大使ともに委嘱から1年間

### ■ 富士見市PR大使

飯田里穂さん、板倉俊之さん、  
今成亮太さん、小原日登美さん、  
下川原りささん、千種ゆり子さん、



**【新】** 倉本康子さん(右写真)：  
モデル活動とともにファッションブランドのプロデューサー、「おんな酒場放浪記」(BS放送)出演など多方面で活躍中

### ■ 富士見市PR特別大使

ももいろクローバーZの皆さん

※4月24日に委嘱状を交付しました。



## お笑いワークショップ参加者募集(全5回)

☎ 文化・スポーツ振興課 ☎049-257-6352

講師に吉本興業所属芸人を招き、小学生を対象としたお笑いワークショップを実施します。

参加者は、9月18日(日)にキラリ☆ふじみで開催予定の吉本新喜劇公演で漫才を披露します。

**とき** 8月14日(日)・27日(土)、9月10日(土)・17日(土)いずれも午前10時から1時間程度、9月18日(日)(時間未定、漫才披露含む)

**場所** 市民総合体育館

**対象** 市内在住、在学の小学4～6年生

**定員** 10人

**講師** 天狗(吉本興業所属芸人)

**申込** 7月1日(金)(必着)までに申込

用紙に記入し、郵送または直接

※申込用紙は市ホームページ、文化・スポーツ振興課、各公民館・交流センター・図書館、キラリ☆ふじみ、市民総合体育館にあります。

※市ホームページからも応募可



### 【あて先】

〒354-8511 (所在地は記載不要)

富士見市役所文化・スポーツ振興課



## 市制施行50周年記念 やなせ川いかだラリー

☎ 水谷東公民館 ☎048-473-8717

手作りのいかだで柳瀬川を下ります。

**とき** 7月24日(日)午前8時30分～正午ごろ ※雨天中止

**場所** 柳瀬川志木大橋周辺

**対象** 小学生以上(小学生の場合、必ず大人も乗船が必要)

**定員** 15チーム(申込順)

※1チーム2人以上、乗船者は4人以下

**申込** 6月2日(木)～30日(木)午前9時～午後5時に直接または電話で

※7月2日(土)午後2時30分から水谷東公民館で説明会を行います。各チーム1人は必ず出席してください。



いかだ作りの参考に製作過程や試走のようすをご覧ください。



## 50周年記念 ポロシャツを販売

☎ シティプロモーション課 ☎049-256-7894

富士見市地域活性化研究会(愛称：ふじみ☆ラボ)が市制施行50周年記念ロゴマークをプリントしたポロシャツを販売します。

**カラー** ライトパープル、ブルー、ホットピンク、ブラック

**サイズ** S、M、L、LL

**価格** 1枚1,500円(税込)

**販売開始日** 6月17日(金)

**販売場所** シティプロモーション課

※見本や在庫状況など、詳しくは市ホームページをご覧ください。



プリントイメージ



## 市民一人ひとりがまちを盛り上げる 町会に加入しましょう

☎ 協働推進課 ☎ 258

市内には55の町会があります。町会は、地域の住民が話し合い・助け合い・交流を深めながら、豊かな住みよいまちづくりを目指して活動しています。

### • 安心安全のまちづくり

防災訓練、自主防犯パトロール、防犯灯の管理、子どもの登下校時の見守り活動など

### • 生活環境の向上

資源回収、地域の美化活動、公園の花壇の管理など

### • 地域コミュニティ

地域のお祭り、地区体育祭、敬老会、高齢者サロン、青少年健全育成活動など

### • そのほか

広報「富士見」の配布や各種情報の回覧、各種募金活動への協力など



通学路で見守り活動を行うつせ台小学校区の町会の皆さん

### 町会へ加入するには

町会への加入は、お住まいの地域の町会役員にお申し込みください。町会役員がわからないときは、協働推進課へお問い合わせください。

町会長、副町会長は市ホームページからもご覧いただけます。



## 令和3年度 富士見市まちづくり寄附金活用状況など

☎ 政策企画課 ☎ 049-257-4136

富士見市まちづくり寄附制度（ふるさと納税）は、本市を応援してくださる個人や団体の皆さんからの寄附金を基金に積み立て、寄附の目的に応じた事業を行う際に活用する制度です。

令和3年度は626件、総額16,034,000円の寄附金をお寄せいただきました。寄附金は、オンライン授業に向けた環境整備（子どもを育むまちづくりのための事業）、健康マイレージ事業の実施（健康及び福祉を増進するまちづくりのための事業）などの費用として38,732,950円を活用させていただきました。皆さんの温かいご支援に感謝します。



オンライン授業のようす

### 寄附金および基金の内訳

事業の種類	令和3年度			前年度までの 基金積立額(円)	令和3年度末 基金残高(円)	
	件数(件)	寄附収入額(円)	基金取崩額(円)			
寄附金の 使途	子どもを育むまちづくりのための事業	245	5,582,000	4,100,000	8,686,565	10,168,565
	健康及び福祉を増進するまちづくりのための事業	78	2,530,000	800,000	1,698,229	3,428,229
	生涯学習を推進するまちづくりのための事業	17	280,000	0	496,000	776,000
	安心で安全なまちづくりのための事業	97	1,550,000	0	3,666,986	5,216,986
	その他市長が活力に満ちたまちづくりに必要と認める事業	189	6,092,000	33,832,950	166,446,137	138,705,187
	小計	626	16,034,000	38,732,950	180,993,917	158,294,967
基金(預金)利子		141,112	—	—	141,112	
合計		16,175,112	38,732,950	180,993,917	158,436,079	

※生涯学習を推進するまちづくりのための事業、安心で安全なまちづくりのための事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により、活用を予定していた事業が中止となったため、基金の取り崩しはありませんでした。



## 温室効果ガス排出量の削減に向けて 地球温暖化防止活動支援補助金

☎ 環境課 ☎049-252-7129

地球温暖化の防止につながる機器や車両を導入する方に予算の範囲内で補助金を交付します。また、令和4年度からは事業者向けにも交付を開始しました。詳しくは市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

### ①再生可能エネルギー関係

#### ■ 個人向け

**対象** 市税の滞納がなく、次に該当する方

- 過去に同一または同種の交付対象機器に係る補助金の交付を受けていないこと
- 市内の住宅（新築・既築）に交付対象機器を設置した方、または設置してある市内の新築住宅を購入した方（当該住宅に居住し住民登録があること）

**申請期間** 6月1日(水)～令和5年2月15日(水)

**申請方法** 申請書に記入し、必要書類を添えて郵送または直接提出してください。

#### 交付対象機器

交付対象機器	補助金額
太陽光発電システム	5万円
ホームエネルギーマネジメントシステム	2万円
定置用リチウムイオン蓄電池	5万円

#### ■ 事業者向け

事業者向け再生可能エネルギーの補助金の交付には、**機器設置契約前に申請が必要**です。

**対象** 市税の滞納がなく、次に該当する事業者

- 過去に同一または同種の交付対象機器に係る補助金の交付を受けていないこと
- 市内に事業活動が行われる事業所があること

**申請期間** 6月1日(水)～9月30日(金)

**申請方法** 機器設置契約前に申請が必要ですので、お問い合わせください。

#### 交付対象機器

交付対象機器	補助金額
太陽光発電システム	3万円/kw (上限60万円)
エネルギーマネジメントシステム	対象経費の1/6 (上限20万円)
定置用リチウムイオン蓄電池	1万円/kw (上限60万円)

※再生可能エネルギー関係の交付要件などは市ホームページをご覧ください。



### ②次世代自動車関係

今年度は新たに「水素燃料電池自動車」、「電気自動車等充給電設備」「外部給電設備」の補助を追加しました。



#### ■ 個人・事業者共通

**対象** 市税の滞納がなく、過去に同一または同種の交付対象車両に係る補助金の交付を受けていない場合で、次に該当する個人または事業者



#### 【個人】

- 使用の本拠地が市内である次世代自動車の所有者（購入時に所有権が販売会社などに留保されている場合は使用者）
- 市内に引き続き1年以上居住し、住民登録のある方

#### 【事業者】

- 市内に事業活動が行われる事業所があること

**申請期間** 6月1日(水)～令和5年2月15日(水)

**申請方法** 申請書に記入し、必要書類を添えて郵送または直接提出してください。

#### 交付対象車両

交付対象車両	補助金額
電気自動車	15万円
プラグインハイブリッド自動車	5万円
水素燃料電池自動車	50万円
電気自動車等充給電設備	3万円
外部給電設備 (事業者用は可搬型のもの)	3万円

### ①②申請書について

- 申請書は市ホームページ、環境課にあります。
- 代理人による提出の場合は委任状が必要です。

**【あて先】** 〒354-8511 (所在地は記載不要)

富士見市役所環境課

※簡易書留またはレターパックプラスをご利用ください。



豪雨の多い季節が到来します

## 水害への備えは自助・共助で

☎ 危機管理課 ☎049-256-7962

### ■ ハザードマップの確認を

災害に備えて、富士見市防災ガイドブックに掲載しているハザードマップを事前に確認しておきましょう。

### ■ 土のうの準備を

次の場所で備蓄しています。災害が予想される場合など、事前にお持ちいただけます（個人宅への配送・回収は行っていません）。

- 備蓄場所**
- 国道254号バイパス高架下
  - 山室、渡戸東、諏訪、丸池の各集会所
  - 北袋ちびっこ広場(水谷東)
  - 旧富士見ガーデンビーチ協防災害倉庫前

### ■ 自主避難の意識を

災害が発生する恐れがある場合などには避難情報を発信し、避難を呼びかけますが、危険を感じた場合は、避難情報が発令されていなくても、自宅のなるべく高い場所や避難所などへ自主的に避難してください。

### 【避難をするときは】

#### ■ 食料などの持参を

避難所に避難する際は、なるべく1日分程度の食料や飲料、敷物、毛布、感染症対策に必要なものなどを持参してください。

#### ■ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、親戚の家などへの避難の検討を

避難所の密状態を防ぐため、可能な場合は親戚や友人の家などへの避難を検討してください。

### 消毒方法の確認を

大雨などによる浸水被害で汚水の流出などが起こった場合、家庭の敷地内は各家庭での対応となります。



お子さんの教育上の心配ごとは早めにご相談を

## 出張教育相談・出張適応指導教室のご案内

☎ 教育相談室(富士見特別支援学校3F) ☎049-253-5313

教育相談室に行くことが難しいご家庭向けに、公共施設で出張教育相談を実施します。また、今年度は登校できない状態にあるお子さんを対象とした出張適応指導教室も同時に実施します。相談には、教育相談室専任教育相談員、特別支援教育相談担当、スクールソーシャルワーカーなどの専門員が対応します。

### 教育相談室のおもな相談内容

- 子どもが学校に行きたがらない、休みがちになった
- 子どもの心がとても不安定で、落ち込みが激しい
- 子どもが家から出るきっかけが欲しい
- 子どもの発達の違いや偏りが気になる
- 特別支援教育に関する詳しい情報を知りたい など

### 適応指導教室のおもな活動内容

- 読書、個別学習
- トランプ、将棋、オセロなどのゲーム
- バスケットボール、バドミントンなどのスポーツ
- 談話、相談

※話したり、活動したりせずに、会場にお越しただくだけでも構いません。

### 【出張教育相談・出張適応指導教室実施日】

とき	場所
7月1日(金)	水谷公民館
9月29日(木)	鶴瀬西交流センター
11月11日(金)	ふじみ野交流センター
12月6日(火)	みずほ台コミュニティセンター
令和5年2月2日(木)	鶴瀬公民館

※いずれも時間は午前9時～正午

**対象** 児童生徒・保護者

**申込** 教育相談室に電話でお申し込みください。

- 小学生は、保護者などによる送迎をお願いします。
- 中学生は、1人で参加できますが、事前に学校長の承諾が必要です。



## こども医療・ひとり親家庭等医療・ 重度心身障害者医療費助成制度が変わります

☎ 子育て支援課 ☎049-252-7104 障がい福祉課 ☎049-257-6114

受給者証を利用して原則窓口負担なしで受診できる区域が、富士見市・ふじみ野市・三芳町から県内の医療機関・薬局に拡大します(整骨院・接骨院は従来どおり)。

なお、今まで窓口負担のあった重度心身障害者医療の受給者で、70歳以上の方や後期高齢者医療保険制度の被保険者の方も原則窓口負担なく利用できるようになりました。

### ■ 開始時期・受給者証の発送

制度改正に伴い、お持ちの受給者証が変更となります。開始時期と新しい受給者証の発送は次のとおりです。

#### 【こども医療・重度心身障害者医療】

**開始時期** 令和4年10月1日診療分から

**発送** 9月下旬予定

#### 【ひとり親家庭等医療】

**開始時期** 令和5年1月1日診療分から

**発送** 12月末日予定

### 窓口負担なしの受診には、上限額があります (こども医療・重度心身障害者医療費助成制度のみ)

県内の医療機関・薬局であっても、医療機関ごと(入院・外来別)に、ひと月の保険診療の一部負担金が下記の金額以上となった場合、その月の**一部負担金の全額**を窓口で支払う必要があります。

- こども医療：21,000円
- 重度心身障害者医療：

後期高齢者医療制度の 被保険者以外の方	70歳未満	21,000円
	70歳以上 75歳未満	外来8,000円 入院15,000円
後期高齢者医療制度の被保険者の方		上限額なし

### 窓口負担分の助成を受ける場合

診療月の翌月以降に領収書などを添えて市へ申請してください(高額療養費や附加給付が受けられる場合は、その給付を受けた後に申請してください)。



## 令和4年6月(令和4年10月支給分)から 児童手当の制度が一部変更になります

☎ 子育て支援課 ☎049-252-7104

### ■ 現況届の提出が原則不要になります

右記の方を除いて、現況届の提出は今年度から不要になります。現況届の提出が必要となる受給者の方へは6月上旬に案内を送付します。

### ■ 特例給付の支給に係る所得上限額が設けられます

所得制限(右表①以上)により児童手当が支給されない場合、児童1人あたり月額5,000円の特例給付が支給されていましたが、受給者の所得が右表②以上となった場合は、特例給付も支給されないことになりました。

※受給者の所得が右表①以上②未満の場合は、従来どおり特例給付が支給されます。詳しくは市ホームページをご覧ください。



特例給付が支給されなくなったあと、所得が右表②未満となった場合、支給を再開させるためには改めて認定請求書などの提出が必要です。

### 現況届の提出が必要な方

市内に住民票のない児童を養育している方、離婚協議中で同居優先により受給者となった方などのほか、提出の案内が届いた方

扶養親族等の数 (税申告上)	①児童手当 所得制限額	②特例給付 所得上限額
0人	630万円	866万円
1人	668万円	904万円
2人	706万円	942万円
3人	744万円	980万円
4人	782万円	1,018万円
5人	820万円	1,056万円

※所得や控除について詳しくは市ホームページをご覧ください。



介護や生活について気軽にご相談ください

## 高齢者あんしん相談センターの土曜相談の開始

☎ 高齢者福祉課 地域包括ケア係 ☎049-252-7107 高齢者支援係 ☎049-252-7108

### ■ 高齢者あんしん相談センターのご案内

高齢者あんしん相談センターでは、高齢者の方が住み慣れた地域で安心して生活できるように、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が協力し、さまざまな相談を行っています。

今年度からは、土曜の相談にも応じています。



**相談・支援内容** 高齢者の方の生活全般の相談（訪問も可）、介護予防・健康づくりの支援、高齢者虐待防止の取組み、地域の集まりやサロンなどに出向いて出前講座の開催、ケアマネジャーの支援など

高齢者あんしん相談センター 相談受付時間：毎週月～土曜午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）			
名称	所在地	電話番号	担当地域
むさしの	南畑新田16-1	☎049-255-6320	東大久保、上南畑、下南畑、南畑新田、みどり野西、みどり野東、みどり野南、みどり野北、大字勝瀬（勝瀬町会）、ふじみ野東1～4丁目、渡戸1～3丁目、羽沢1・2丁目、ふじみ野西3丁目の一部（勝瀬町会）、大字鶴馬（渡戸東町会）
ふじみ苑	鶴馬3360-1	☎049-293-1168	山室1・2丁目、関沢1丁目、諏訪1・2丁目、羽沢3丁目、鶴馬1～3丁目、鶴瀬東1・2丁目、大字鶴馬（前谷町会、山室町会、諏訪1丁目町会、諏訪2丁目町会）
えぶりわん 鶴瀬Nisi	鶴瀬西2-8-25	☎049-293-8330	鶴瀬西2・3丁目、ふじみ野西1～4丁目（アイムふじみ野町会）、上沢1～3丁目、大字勝瀬（勝瀬西町会）
みずほ苑	関沢3-23-41	☎049-256-7423	関沢2・3丁目、針ヶ谷1・2丁目、大字針ヶ谷、西みずほ台1～3丁目、大字水子（針ヶ谷1丁目町会）、大字鶴馬（鶴瀬西1丁目二葉町会、鶴瀬西1丁目西町会）
ひだまりの 庭むさしの	水子1882-1	☎049-268-5005	水谷東1～3丁目、東みずほ台1～4丁目、貝塚1・2丁目、水谷1・2丁目、榎町、大字水子

### ■ オレンジカフェに来てみませんか

オレンジカフェでは、認知症の方やその家族、福祉・介護に関わる方、地域の方などどなたでも、介護の悩みなどについて、お茶を飲みながら気軽に相談・交流ができます（参加費100円程度、申込不要）。

名称	とき（6～9月分）	場所	問合せ（高齢者あんしん相談センター）
オレンジカフェむさしの「南畑いこいば」	7月27日（水）、9月28日（水） ※原則、奇数月第4水曜、午後2時～3時30分	南畑公民館	むさしの ☎049-255-6320
オレンジカフェ渡戸3（渡戸3丁目在住の方対象）	6月23日（木） ※8月休み ※原則、偶数月第4木曜、午後1時30分～3時	渡戸3丁目集会所	
オレンジカフェ	7月28日（木）、9月22日（木） ※原則、奇数月第4木曜、午後2時～3時	島田ビル（山室2-10-10）	ふじみ苑 ☎049-293-1168
オレンジカフェえぶりわん	7月19日（火）、9月20日（火） ※原則、奇数月第3月曜、午後2時～3時	コンフォール鶴瀬3号棟407号室（鶴瀬西2-8-3）	えぶりわん鶴瀬Nisi ☎049-293-8330
みずほ苑ミーツカフェ	①6月21日（火）、②8月16日（火） ※原則、偶数月第3火曜、午後2時～3時	①関沢集会所 ②針ヶ谷コミュニティセンター	みずほ苑 ☎049-256-7423
わいわい熟	6月24日（金）、9月16日（金） ※原則、隔月第4金曜、午前10時～11時30分	水谷公民館	ひだまりの庭むさしの ☎049-268-5005

※場所など変更になることがありますので、詳しくは問合せ先（高齢者あんしん相談センター）にご確認ください。

国民健康保険・後期高齢者医療からのお知らせ

# 特定健診・健康診査・人間ドックを受診しましょう

国民健康保険 健康保険係 ☎049-252-7112  
後期高齢者医療係 ☎049-252-7114

## 国民健康保険の

### 特定健診

該当の方にピンク色の封筒で受診券を郵送しました。申込方法など、詳しくは同封の案内をご覧ください。

**健診期間** 6月1日(水)～11月30日(水)

**対象** 40～74歳の国民健康保険加入者

**費用** 無料

**持ち物** 保険証、受診券

**健診機関** 富士見市・ふじみ野市・三芳町の指定医療機関

※雇用先で労働安全衛生法に基づく

事業主健診を受診した国保加入者の方は、その結果を保険年金課に

郵送または直接提出してください。

※健診の結果、生活習慣の改善が必要な方には、特定保健指導の案内を郵送します。

※健康保険組合など社会保険に加入している方は、ご加入の保険者にお問い合わせください。

## 後期高齢者医療の

### 健康診査

該当の方に黄色色の封筒で受診券を郵送しました。申込方法など、詳しくは同封の案内をご覧ください。

**健診期間** 6月1日(水)～11月30日(水)

**対象** 後期高齢者医療制度加入者

**費用** 無料

**持ち物** 保険証、受診券

**健診機関** 富士見市・ふじみ野市・三芳町の指定医療機関

昭和22年5月1日～8月31日生まれの方には、誕生日の翌月末ごろに受診券を郵送します。

### 特定健診・健康診査とがん検診を同時に受診できます

がん検診について詳しくは、健康増進センター(☎049-252-3771)にお問い合わせください。

## 人間ドック検査料の

### 補助

年に1回、人間ドック検査料の補助を行っています。

**健診期間** 4月1日～令和5年3月31日(金)

**対象** 受診日に30歳以上で、納期到来分の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料を完納している方

**費用** 自己負担額7千550円(検査料3万5千90円のうち2万7千540円を補助)

**健診機関** 富士見市・ふじみ野市・三芳町の指定医療機関

**申込** 保険年金課で申請し、富士見市・ふじみ野市・三芳町の指定医療機関で予約し受診してください。

人間ドックの受診は、特定健診・健康診査を兼ねるため、どちらか1回のみ受診してください。

## 埼玉県後期高齢者医療

### 歯科健康診査

口内の健康は全身の健康につながります。疾病予防や健康増進のため、受診しましょう。

**健診期間** 7月1日(金)～令和5年1月31日(火)

**対象** 後期高齢者医療被保険者証をお持ちで次のいずれかに該当する方

・昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生まれの方

・昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生まれの方

**費用** 無料

※健診機関や受診方法など、詳しくは埼玉県歯科医師会または後期高齢者医療広域連合から6月中に郵送される受診案内をご覧ください。

**問** 埼玉県後期高齢者医療広域連合

☎048-833-3130



新型コロナウイルス感染症の影響で健診期間などを変更する場合は、随時市ホームページなどでお知らせします。



事業者の皆さんへ

## 事業系廃棄物の適正処理にご協力ください

☎ 環境課 ☎049-252-7100

### 事業系廃棄物(ごみ)は、市で収集しません

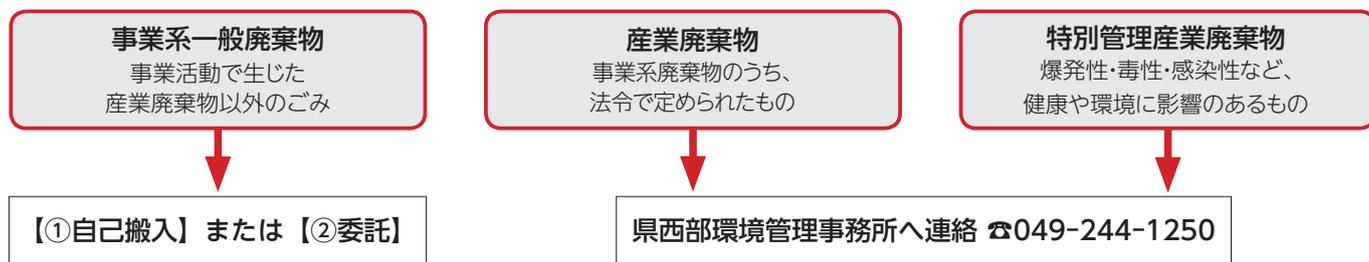
事業系廃棄物とは、飲食店、店舗、事務所などの事業活動で生じた廃棄物のことです。量の多少、法人・個人を問わず事業活動で生じた廃棄物は、すべて事業系廃棄物に該当し、事業者自らが処理をする必要があります。

### 事業者はごみを分別し、減量化に務める義務があります

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、富士見市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例では、事業者は家庭ごみの集積所に事業系廃棄物を出すことができないこと、国や県、市の施策に協力し、ごみの分別を徹底し減量化に努めることが定められています。

事業系廃棄物を家庭ごみ集積所に出すと不法投棄とみなされ、法律により5年以下の懲役または1,000万円(法人に対しては3億円)以下の罰金もしくはその両方が科せられる場合があります。

### 事業系廃棄物の分類と処理方法



#### ①環境センターに自己搬入する場合

<b>搬入施設</b>	富士見環境センター(勝瀬480)または新座環境センター(新座市大和田3-9-1)
<b>搬入できる一般廃棄物</b>	可燃ごみ、不燃ごみ、ペットボトル、ビン、カン(分別の状況や搬入量などにより受入不可の場合あり) ※搬入できないものは、一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託してください。
<b>処理手数料</b>	<b>可燃ごみ・不燃ごみ・ペットボトル</b> 20kgにつき460円 <b>ビン</b> 20kgにつき340円 <b>カン</b> 無料
<b>搬入時間</b>	<b>平日</b> 午前9時～11時30分、午後1時～4時 <b>土曜</b> 午前9時～11時30分
<b>申込み</b>	<b>【事前申込みが必要です】</b> 富士見市粗大ごみ受付センター(☎0570-001-530)へ電話で <b>平日の搬入</b> 搬入当日の午前8時30分から <b>土曜の搬入</b> その週の月曜から金曜まで(祝日を除く)の午前8時30分～午後5時

#### ②委託する場合

一般廃棄物収集運搬業許可業者の連絡先は市ホームページをご覧ください。



救援金箱を設置しています

## ウクライナ人道危機救援金にご協力を

☎ 福祉政策課 ☎049-252-7102

ウクライナ国内および避難民を受け入れる周辺国などへの救援活動を支援するため救援金箱を設置しています。お寄せいただいた救援金は、日本赤十字社埼玉県支部を通して送金します。ご協力をお願いします。

**設置期間** 9月30日(金)まで

**設置場所** 市役所本庁舎、各公民館・交流センター、みずほ出張所、中央図書館、市民総合体育館、キラリ☆ふじみ、市民福祉活動センターぱれっと